

課外活動団体 各位

学生支援課

関西緊急事態宣言延長期間（2021年2月8日～3月7日）の
課外活動について（お知らせ）

原則、学内外全ての課外活動を禁止とします。

緊急事態宣言の延長に伴い、引き続き課外活動についても原則禁止とします。

普段の生活においても気を引き締めて、感染防止対策への細心の注意を払った上で、行動してください。

以下、確認してください

この期間中、学内各種窓口は開室しており、入構は可能です。各種手続き（課外活動書類・財務関係手続き含む）等必要な場合はご利用ください。

特に財務関係書類は漏れのないよう執行してください。

学友会追風の事務取り（総務事務・会計とも）は停止します。課外活動書類を提出する場合は、**直接学生支援課まで提出（窓口・メール）**をお願いします。

公式戦また公式戦に伴う練習が必要な場合は、要望書等を事前に学生支援課まで提出し、協会等の対策を確認した上で対応を検討します。

新年度に向けた学校行事の準備等で作業が発生する場合は、要望書等を事前に学生支援課まで提出し、団体の状況に応じて検討します。

原則、学内イベントは禁止です。

学友会センターの利用は「活動を許可された」団体の使用は認めます。

許可されていない団体で、荷物の搬入搬出等や会計関係の作業等必要な場合は、（30分以内）を遵守し、使用後は速やかに帰宅してください。その際は必ず学友会センター事務室で受付をしてください。30分以上の作業を要する場合は、必ず事前に学生支援課まで連絡をしてください。引き続き、ミーティング等オンラインできる活動を心掛けてください。

スクールバス、購買（食堂・コンビニ・書店）の営業日時については、CAMPUSSQUAREやホームページをご確認ください。

この期間も、ONETAP入力は徹底してください。入力できていない団体は緊急事態宣言解除後の活動を制限します。

○緊急事態宣言解除後の活動については、後日お知らせいたします。

以上